

1 労使交渉

労働協約の改定・新設は「育児休業・介護休業・看護休暇制度」が最多——厚労省調査

厚生労働省は7月6日、平成27年（2015年）「労使間の交渉等に関する実態調査」結果を公表した。それによると、過去3年間（平成24年7月1日～平成27年6月30日）に、何らかの労使間交渉があった事項（複数回答）としては「賃金額」（70.1%）が最も多く、次いで「賃金制度」（55.6%）、「職場環境に関する事項」（52.1%）等となった。そうした労使間交渉の結果、労働協約の改定がなされた、または、新たに労働協約の規定が設けられた事項（複数回答）については、「育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度」（29.7%）が最多で、これに「賃金制度」（24.7%）、「賃金額」（23.0%）、「休日・休暇」（23.0%）等が続いた。

約9割が労使関係は「安定的」と回答

調査は、労働環境が変化する中で団体交渉や労働争議、労働協約の締結等の実態を明らかにすることを目的に、毎年テーマを変えながら実施しているもの。16大産業における、労働組合員30人以上の労働組合から、一定の方法で抽出した約5,200労働組合が対象で、今回は、昨年6月30日時点の状況等について7月に調査し、有効回答が寄せられた3,215労働組合（有効回答率62.0%）の回答をまとめている。

まず、労働組合における使用者側との労使関係の維持についての認識を見ると、「安定的に維持されている」が49.7%、「おおむね安定的に維持されている」が38.1%で、合わせて87.8%が安定的と回答。これに対し、「どちらともいえない」は8.1%で「や

や不安定である」は3.2%、「不安定である」は0.9%となっている。

正社員以外の労働者について過去1年間に話合った労組は半数弱

正社員以外の労働者に関する話合いの状況について尋ねると、過去1年間に、使用者側と正社員以外の労働者に関する事項について「話合いが持たれた」労働組合は48.9%となった。産業別に見ると、「宿泊業、飲食サービス業」（75.1%）や「卸売業、小売業」（60.6%）等で高く、企業の規模別には大規模ほど高くなっている。

話合いが持たれた事項としては（複数回答）、「正社員以外の労働者の労働条件」（35.3%）（うち「賃金に関する事項」が29.6%、「福利厚生に関する事項」が22.4%等）が最も多く、次いで「有期契約労働者の雇入れに関する事項」（24.6%）、「正社員以外の労働者の正社員への登用制度」（24.2%）、「パートタイム労働者の雇入れに関する事項」（23.5%）等の順となっている。

正社員以外の労働者の種類毎に、それぞれの労働者が事業所にいる労働組合について「組合加入資格がある」割合を見ると、「パートタイム労働者」は35.6%（平成25年調査では32.6%）、「有期契約労働者」は39.9%（同38.9%）で、「派遣労働者」は11.1%（同17.7%）、「嘱託労働者」は35.6%（同34.0%）となった。

また、実際に「組合員がいる」割合は、「パートタイム労働者」が24.9%（同20.5%）、「有期契約労働者」が29.7%（同25.5%）、「派遣労働者」

が1.3%（同3.1%）、「嘱託労働者」が26.2%（同22.0%）となっている。

過去3年間に団交を行った労組は7割弱

過去3年間に、使用者側との間で行われた団体交渉の状況を見ると、「団体交渉を行った」労働組合は67.8%（平成24年調査では67.5%）で、「団体交渉を行わなかった」は32.2%（同32.5%）となった。

また、労働組合と使用者（または使用者団体）の間で締結される労働協約の締結状況を見ると、労働協約を「締結している」労働組合は93.4%（平成23年調査では91.4%）で、「締結していない」が6.5%（同8.6%）となっている。

一方、過去3年間に労働組合員が所属する事業所で「企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施された」労働組合は21.1%（平成25年調査では31.5%）。そのうち、労働協約の承継について、労使間における話合いの状況を見ると「話合いが持たれた」労働組合は46.6%（同35.0%）で、「話合いが持たれなかった」は34.3%（同50.7%）、「労働協約はない」が13.8%（同13.7%）となった。

「話合いが持たれた」と回答した労働組合に、その内容（複数回答）を尋ねると、労働協約の「労働条件その他労働者の待遇を定める規範的部分について持たれた」が88.8%（同77.6%）で、労働協約の「債務的部分（規範的部分以外の部分）について持たれた」が28.1%（同50.2%）となった。

（調査・解析部）